

(第34号)

The School Health (No. 34)

学校保健

教育の目的を達成するための教科の充実と、児童の心身の発育の促進と、社会の平和と人間の尊重とを主な目的とする。

財団法人 日本学校保健会報

昭和35年3月25日発行
(隔月1回1日発行)

発行 日本学校保健会

栗山 重信

東京都港区西久保

明舟町10 3785

電話(50) 9974

振替口座東京 98761

印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30

額価1部15円(送料共)

多年の懸案であつた日本学校安全会法が成立し、さる三月一日に本部のスタートがきられました。まことに御同慶にたえません。日本学校安全会の仕事は、傷害への共済給付に止らず、安全教育にまで及ぶものであります。このような施策は世界にまだ類例のないことでありまして児童生徒の生命の尊重が、わが国においてどの程度であるかを示すものであるといえましょう。学校保健と学校安全をつなぐものも、実際にこの生命の尊重であります。そして、宇宙時代に入った今日、安全はいよいよ重要性を増して来たと考えるべきでしよう。この領域に對して世界的な先鞭をつけたということからは、世の進展に沿うということからも大きな

おいてどの程度であるかを示すものであるといえましょう。学校保健と学校安全をつなぐものも、実際にこの生命の尊重であります。そして、宇宙時代に入った今日、安全はいよいよ重要性を増して来たと考えるべきでしよう。この領域に對して世界的な先鞭をつけたということからは、世の進展に沿うということからも大きな

新学年と学校安全の発足

意義があります。しかし、進歩的なしかも新しい施策であるだけに、関係者の方々の今後の仕事も並々ならぬものがあることと存じます。学校安全への新しいスタートがなされることは、学校保健法の全面実施を満一年間経験してきたことの新学年。すでに皆さんの胸中には今学年への抱負があふれていることと存じます。もはや新しい学校保健年間計画も決定され、実施の第一回とも、新学年の多忙は一通りや二通りではありません。学校保健法の全面実施を満一年間経験してきたことの新学年。すでに皆さんの胸中には今学年への抱負があふれていることと思いますが、健康診断実施の準備はいかがでしよう。健康診断の事後措置としての学校病治療対策は効果的に準備されているでしようか。今年の健康診断用の器械器具の充足や点

検は徹底して行われているのでしょうか。学校保健法の重要な狙いである学校病の治療は、保護児童生徒だけのものではありません、児童生徒全般について考慮し、措置されるべきものであります。そのためにも厳密な健康診断の実施が望まれるのであります。

◎時評 新学年と	◎時評 新学年と学校安全の発足	◎時評 新学年と学校安全の発足の諸要点	◎時評 新学年と学校安全の発足の諸要点
◇文部省学校保健課新旧課長	◇学校歯科医・学校薬剤師の公務災害補償法の適用国会成立	◇学校災害共済給付の諸要点	◇学校災害共済給付の諸要点
◇学級医・学校薬剤師の公務災害補償法の適用国会成立	日本学校安全会法施行令	日本学校安全会法(抄)	日本学校安全会法(抄)
◇地方だより	日本学校安全会法定款(抄)	日本学校安全会法定款(抄)	日本学校安全会法定款(抄)

さて、多幸多忙の新学年を前に、文部省の学校保健課長が本誌に掲げられるようのかわられました。会員の皆さんとともに、前課長の多年の御健闘を祈り、学校保健、学校安

学校安全発足記念特集号

全がますます発展いたしますよう、念願いたすしだいあります。

学校歯科医 公務災害補償法の適用遂に実現

一部を改正する法律案、三月二十二日国会通過成立
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の

法律の題名
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

第二条 学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という)

第三条 学校医等

第四条 第一項 学校医等
第一項 及び医師、歯科医師又は薬剤師、職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務
第五条 第七条、第十一条第一項、第十五条 学校医等
月二十二日ついに参議院を通過成立
月二十二日ついに参議院を通過成立
いよいよこの要望が実現されることになった。
この改正法律が実施されるのは、
この法律公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(附則)こととなつてゐるが、この改正法律の成立により、法律の題名以下各条ならびに関連諸法中の各条の改正箇所が次のように改められることになる。
(太字が改正部分)

可決、三月十五日同院本会議に上程可決、直ちに参議院に回付され、三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(附則)こととなつてゐるが、この改正法律の成立により、法律の題名以下各条ならびに関連諸法中の各条の改正箇所が次のように改められることになる。
(太字が改正部分)

第二項 及び医師、歯科医師又は薬剤師、職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務
第五条 第七条、第十一条第一項、第十五条 学校医等
月二十二日ついに参議院を通過成立
月二十二日ついに参議院を通過成立
いよいよこの要望が実現されることになった。
この改正法律が実施されるのは、
この法律公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(附則)こととなつてゐるが、この改正法律の成立により、法律の題名以下各条ならびに関連諸法中の各条の改正箇所が次のように改められることになる。
(太字が改正部分)

第一項 及び医師、歯科医師又は薬剤師、職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務
第五条 第七条、第十一条第一項、第十五条 学校医等
月二十二日ついに参議院を通過成立
月二十二日ついに参議院を通過成立
いよいよこの要望が実現されることになった。
この改正法律が実施されるのは、
この法律公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(附則)こととなつてゐるが、この改正法律の成立により、法律の題名以下各条ならびに関連諸法中の各条の改正箇所が次のように改められることになる。
(太字が改正部分)

学校災害共済給付の諸要点

日本学校安全会法施行令(抄)

昨年十二月十七日法律第百九十八号をもつて公布された日本学校安全会法の施行に伴い、本年二月二十九日、政令第十二号でこの施行令が制定され、これによつて、災害共済給付の基準、学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲、共済掛金の額の範囲、給付金の支払の請求及び支払の手続、国の補助の基準等が定められた。施行令は、次のように、四章十九条と附則から成つてゐる。

第一章 義務教育諸学校の災害共済給付(第一条—第十一条)
第二章 高等学校及び幼稚園の災害共済給付(第十一条—第十三条)
第三章 国の補助(第十四条—第十七条)
第四章 雜則(第十八条・第十九条)
附 則

ここには、右のうち、実務上の要点たる第一章及び第二章を掲載し、最下欄五頁にわたり掲載の日本学校安全会法の対照条文とをもつて、解説その他はこれを割愛することにした。

義務教育諸学校の災害共済給付

第一章 義務教育諸学校の災害共済給付

(法第十八条第一項第二号等の政令で定める場合及び政令で定める場合)

九条第一項及び第二十条第三項の政令で定める者は、黒親(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう)又は義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、ろう学校又は養護学校をいう。以下同じ。)の小学部若しくは中学部をいう)の設置者が後見人に代わつて児童若しくは生徒の監護

は生徒に対して親権を行なう者の選任されていない場合とする。法第十八条第一項第二号、第十

のとする。

(災害共済給付の基準)

第二条 法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、次の各号に掲げる額に相当する金額を支給

して行なうものとする。
一 医療費については、健康保険号に掲げる療養にあつては、日本学校安全会(以下「安全会」)第四十三条第一項各号に掲げる

療養(同条同項第五号又は第六号に掲げる療養にあつては、日本学校安全会(以下「安全会」という。)が必要と認めた場合に限り)に要する費用の額につき

同法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めたところにより算定した額(当該定めが現に要した費用の範囲内で必要と認めた額とする)に二分の一を乗じて得た額。ただし、現に療養に要した費用の額の二分の一に相当する額をこえることができない。

二 廃疾見舞金については、廃疾の程度に応じ十三万円から五千円までの範囲内で文部省令で定める額

三 死亡見舞金については、十万円

日本学校安全会法(抄)

(業務)

第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う

一、学校安全の普及充実に関すること。

二、義務教育諸学校の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、発疾又は死亡(以下「災害」という。)につき、当該児童及び生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者に対し、医療費、療養見舞金又は死亡見舞金の支給(以下「災害共済給付」という。)を行うこと。

三、前各号の事業に附帯する事業安全会は、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)及び幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒及び幼児の災害につき、当該生徒及び幼児の保護者又は政令で定める者に対し災害共済給付を行うことができる。

四 第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付(廃疾見舞金の支給を除く。)は、同一人による同一の負傷又は疾病に関しては、医療費の支給開始後一年を経過したとき以後は、行なわないものとする。

安全会は、災害共済給付事由がある場合によって生じた場合第三者の行為によつて生じた場合において、当該災害(法第十八条第一項第二号に掲げる災害をいう。)の設置者が後見人に代わつて児童若しくは生徒の監護

学童の栄養補給には――



(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

消化吸収よ
き完全乳化
特殊皮膜で
効力安定期

東京都中野区昭和通2丁目
電話(36) 3746
東京都中野区野方町2丁目
電話中野(38) 443445

以下同じ。)に係る児童又は生徒が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、給付を行なわないことができる。

安全会は、学校の管理下において、児童又は生徒の災害について、当該児童又は生徒が他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付を行なわないものとする。

安全会は、風水害、震災その他の非常災害による児童及び生徒の災害については、法第十八条第一項第二号に掲げる災害共済給付を行なわないものとする。

安全会は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている世帯に属する児童及び生徒(以下「要保護児童生徒」という。)に係る災害について、医療費の支給を行なないものとする。

(学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲)

第三条 法第十九条第二項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 児童及び生徒の負傷でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの。ただし、おいて発生したもの。ただし、治療費を要する費用が百円以上のものに限る。

二 学校給食に起因する中毒その他児童及び生徒の疾病でその原因である。

因である行為が学校の管理下においてなされたもののうち文部大臣が定めるもの

三 第一号の負傷又は前号の疾病がなおつた場合において存する廃疾のうち文部省令で定める程度のもの

四 児童及び生徒の死亡でその原因である事故が学校の管理下において発生したもの又は児童及び生徒の死亡でその原因である行為が学校の管理下においてなされたもののうち文部大臣が定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号の学校の管理下とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 児童及び生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき

二 前号に掲げる場合のほか、児童及び生徒が学校の教育計画に基づいて行なわれる課外指導を受けているとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童及び生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあらざること。

四 児童及び生徒が通常の経路及び方法により通学するとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、文部大臣がこれらの場合に準ずるものとして定める場合

(災害共済給付契約の拒絶理由)

一 係る学校の設置者の設置する学

について、当該契約の申込みに係る児童及び生徒の数が当該学校に在学する児童及び生徒の総数に比べ著しく少ないこと。

二 災害共済給付契約の申込みが定款に定める契約締結期限に遅れたこと。

(共済掛金の額の範囲)

第五条 法第二十条第一項の政令で定める共済掛金の額の範囲は、各年度につき、児童又は生徒一人当たり二十円以内とする。ただし、第一

二条第六項に規定する要保護児童生徒に係る場合にあつては、一人当たり四円以内とする。

(共済掛金の支払期限及び添付書類)

第六条 法第二十条第二項の規定による学校の設置者の安全会に対する共済掛金の支払は、各年度について、五月二十日までに文部省令で定める様式による共済掛金支払明細書を添えてしなければならない。

(共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額の範囲)

第七条 法第二十条第三項の政令で定める範囲は、第五条に規定する額の範囲内で定款で定める共済掛金の額の十分の四から十分の六までの範囲とする。

(給付金の支払の請求)

第八条 法第二十一条の規定による給付金の支払の請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者が、文部省令で定める様式による支払請求書を提出して行なうものとする。

2 災害共済給付契約に係る児童若しくは生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号))

て安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲について、政令で定める。

3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結を拒んではならない。

3 前項の学校の管理下に係る児童及び生徒の災害の範囲について、政令で定める額とする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対し支払わなければならぬ。

3 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童若しくは生徒の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。

ただし、当該徴収されるべき者が経済的理由によつて納付することができ困難であると認められるときはこれを徴収しないことができる。

211 条 第二十二条 法第二十一条の規定による給付金の支払の請求及びその支払は、(給付金の支払の請求及びその支払)



丈夫に…大きく…

お子様用…総合ビタミン剤

(50錠 300円)

パンゼタンペレー

3つの特長 ①ドロップのようにしゃぶれます ②吸収が大変よい ③お子様がよろこんでおのみになります

大阪市道修町 武田薬品工業株式会社 (東京・札幌・福岡)



第二十二条第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。又は第一条第二項に規定する者は、前項の規定にかかわらず、安全会に対し、法第二十一条の規定による給付金の支払の請求をすることができる。この場合においては、文部省令で定める様式による支払請求書を提出して請求するものとする。

前項の場合において、児童若しくは生徒の保護者又は第一条第二項に規定する者は、前項後段に規定する支払請求書を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める機関を経由して提出しなければならない。

1 国立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校の校長

2 公立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会

3 私立の学校の児童及び生徒の災害に係るものにあつては、当該学校を設置する学校法人の理事長(学校法人によつて設置されない学校にあつては、設置者たる団体の代表者又は設置者たる者)

4 第一項又は第二項の場合において、同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一月ごとにするものとする。(給付金の支払)

5 第二項の規定による給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、第二条の規定に従い定款

2 前項ただし書の場合においては、死亡見舞金の支給は、次の各号に掲げる遺族に対し行なうものとする。

一 父母

2 共済掛金を支払わない場合

3 第二章 高等学校及び幼稚園の災害共済給付

(法第十八条第二項等の政令で定める場合及び政令で定める者)

4 第二章 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

5 第二十三条 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

第十一条 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定による共済掛金を第六条に規定する支払期限までに支払わなかつたときは、すみやかに、その決定された支払額に相当する金額を郵便振替貯金又は銀行送金により、前条第三項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めた機関を経由して支払うものとする。

2 第二章 高等学校・幼稚園の災害共済給付

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)

3 第二十三条 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

文部省体育局の事務

文部省設置法に定められている同省体育局の事務は、日本学校安全会法附則第十二条によつて、学校安全と災害共済給付の事務が新たに付け加えられ、次のように改正された。この際一応この所掌事務を再認するため、ここに掲げる。(条文中の太字は改正により新たに加つたもの)

第十条の二 体育局においては、左の事務をつかさどる。

一 左に掲げる事項に関し、企画し、並びに指導、助言及び援助すること。

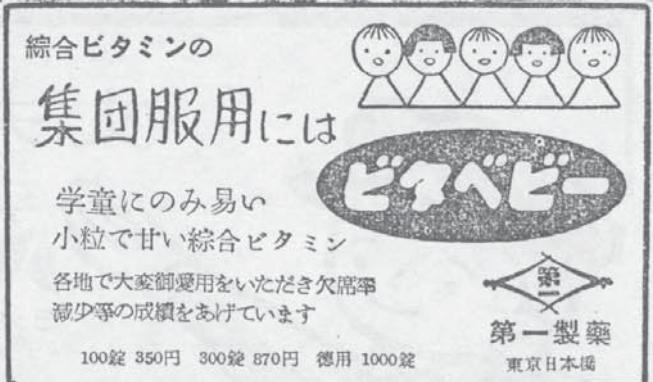
イ 体育(運動競技及びレクリエーションを含む、以下同じ)

イ (高等学校の災害共済給付)

イ (体育局の事務)

イ 文部省設置法(抄)

イ 第十二条 前条第一項に規定するもののほか、法第十八条第二項の高等学校の災害共済給付については





第一章(第一条、第三条第二項第四号、第五条ただし書及び第七条の規定を除く。)の規定を準用する。前項の場合において、第五条第一項中「二十円」とあるのは、「三十五円」と読み替えるものとする。ただし、水産又は商船に関する課程を置く高等学校の生徒で全課程を修了するまでに実習船による実習を行なうこととされる生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「百円」と、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程において教育を受ける生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「十五円」と、通信による教育を受ける生徒に係る共済掛金の額の範囲については、「二十円」とあるのは「十五円」と、それぞれ読み替えるものとする。

第一項の高等学校の災害共済給付については、同項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷若しくは疾病、当該負傷をし若しくは疾病にかかることによる廃疾又は死亡に係る

災害共済給付は、行なわないものとし、当該生徒が自己の重大な過失により負傷し、又は疾病にかかることにより廃疾となつたときは、当該廃疾に係る廃疾見舞金の支給は行なわないことができる。

(幼稚園の災害共済給付)

第十三条 第十一項第一項に規定するもののほか、法第十八条第二項の幼稚園の災害共済給付については、第一章(第一条、第五条ただし書及び第七条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「二十円」とあるのは、「十二円」と読み替えるものとする。

災害共済給付は、行なわないものとし、当該生徒が自己の重大な過失により負傷し、又は疾病にかかることにより廃疾となつたときは、当該廃疾に係る廃疾見舞金の支給は行なわないことができる。

(幼稚園の災害共済給付)

第十三条 第十一項第一項に規定するもののほか、法第十八条第二項の幼稚園の災害共済給付については、第一章(第一条、第五条ただし書及び第七条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「二十円」とあるのは、「十二円」と読み替えるものとする。

文部省体育局

学校保健課新旧課長

理事長 北岡健二
常務理事 塚田治作
監事 宮川孝吉
監事 山口友吉
監事 吉夫

日本学校安全会役員

規定を準用する。この場合において、第五条第一項中「二十円」とあるのは、「十二円」と読み替えるものとする。

の振興。

学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ）及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ）の向上

二ハ

学校給食の普及充実、災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ）の普及充実

学校における保健管理、学校安全、学校給食及び災害共済給付のための補助に関するこど。

三

学校における体育、学校保健

学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に関するこど。

四

国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。

五

国民体育館を管理し、及び運営すること。

六

左のような方法によつて、体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び利用に供すること。

研究集会、講習会、展示会その他催しを主催し、又はこれに参加すること。

洪谷敬三氏 昭和21年東大法学部政治学科卒業 翌22年文部大臣官房文書課に入り27年同省管理局振興課に転じ 28年千葉県教育委員会に就任。

58才。(上掲写真は渋谷新課長)

機関である文部省の学校保健課では、去る二月、課長として過去五年間学校保健の推進に尽された塚田治作氏が退官、新設の日本学校安全会の常務理事に転出され、後任課長に、塚田課長の名補佐役を勤めて来られた渋谷敬三氏が新任された。

塚田氏がこれから学校安全といふ新分野に直接の指揮者として揮われるその手腕に期待するところであるものがあるとともに、渋谷新課長が学校保健の向上拡充に携わることによるとともに、渋谷新課長が学校保健の向上拡充に期待はまことに大きい。

洪谷敬三氏 昭和21年東大法学部政治学科卒業 翌22年文部省労働基準局保健課新設と共に25年結核予防会部長、30年文部省衛生技師、11年内務省に入り内務省技師(社会局)13年厚生省労働局に勤務20年地方総監府副参事官同年文部省体育局保健課長、33年体育局学校保健課新設と共に同課長35年退官、新設の日本

胃が疲れている!



胃痛・胸やけ・食欲不振・消化不良
胃酸過多・胃モタレ・二日酔に……



佐藤製薬

ホミカロート錠
サトウ

胃が痛む、重苦しい、胸がやける、食欲がないといった、がんこな胃の症状をすぐ治すばかりでなく、衰えた胃に活力を与え速やかに回復させます。

日本学校安全会定款(抄)

第二節

学校の設置者との災害
共済給付契約の締結

(災害共済給付契約の締結)
第十九条 本会は、学校の管理下における児童、生徒及び幼児の災害につき、学校の設置者が保護者等の同意を得てする申込みにより、学校の設置者との間に当該児童、生徒又は幼児について災害共済給付契約を締結する。

(災害共済給付契約の申込み期限)
第二十条 災害共済給付契約を締結しようとする学校の設置者は、四月一日から五月一日までの間に申し込まなければならない。

(災害共済給付契約の締結の拒絶)
第二十一条 本会は、学校の設置者から災害共済給付契約の締結の申込みがあつた場合においては、次

文部省体育局長

新局長に杉江清氏

清水氏は文化財事務局長に、文部省体育局長清水康平氏は、同省外局の文化財保護委員会の事務局長に転出され、後任新局長には調査局長杉江清氏が就任された。

清水前局長の転出には学校保健関係者の惜別の念しきりなものあり学校保健の飛躍的拡充が氏の置き土産となつたが、杉江新局長はこのバトンをうけ、そのゆだかん経緯で学園保健に大きなかかるう。アールが描かれてることである。

2

が災害共済給付契約の締結をする。本号締切後の三月二十六日、文部省体育局長清水康平氏は、同省外局の文化財保護委員会の事務局長に転出され、後任新局長には調査局長杉江清氏が就任された。

清水前局長の転出には学校保健関係者の惜別の念しきりるものあり学校保健の飛躍的拡充が氏の置き土産となつたが、杉江新局長はこのバトンをうけ、そのゆだかん経緯で学園保健に大きなかかるう。アールが描かれてることである。

(契約書)
第二十二条 第十九条の災害共済給付契約は、契約書によつてするものとし、当該契約書には、文部大臣の承認を受けて理事長が定める次に掲げる事項を記載した約款を附するものとする。

第一 契約の目的
第二 契約の効力
第三 本会の給付金の支払
第四 共済掛金
第五 契約に係る児童、生徒及び幼児の異動並びに児童、生徒及び幼児の新たな入学があつた場合に関する事項
第六 その他必要な事項

(災害共済給付契約の解除)

第二十三条 災害共済給付契約を締結した学校の設置者において、当該契約を存続し難い事由が生じたときは、保護者等の同意を得て、四月一日から五月一日までの間に当該契約の解除の申入れをすることができる。

本会は、第二十一条第一号に掲

の各号に掲げる理由がある場合を除いては、災害共済給付契約の締結を拒むことができない。

一 災害共済給付契約の申込みに係る学校の設置者の設置する学

校について、当該契約の申込みに係る児童、生徒及び幼児の数が当該学校に在学する児童、生徒及び幼児の総数に比べて著しく少ないとこと。

二 災害共済給付契約の申込みが前条の契約の申込み期限に遅れること。

第十回六大都市学校保健協議会

文部省、日本学校保健会主催で、三月八、九両日、東京理科大学講堂で開催。受講者は小・中・高校の学生、学校薬剤師、都道府県教委事務局学校保健担当職員で、三百余名出席。

△最近における学校保健の動向(文部省体育局長 清水康平氏)

△学校における伝染病、食中毒の予防(文部省調査官荷見秋次郎氏)

△食品衛生(順天堂大教授小谷新太郎氏)

△学校給食の食品分析(国立栄養研究所応用食品部長岩尾祐之氏)

△なお第二日の午後、受講者全体会をつくつて研究することになつた。

(1) 大都市における学校保健法完全実施に伴う問題点(京都市提案)
(2) 本会規約一部変更に関する件
(京都市、名古屋市提案)

△二件を協議の結果、学校保健法完全実施のため学校保健法調査委員会をつくつて研究することになつた。

△学校薬剤師必置をめぐる参議院文教委員会の問答

三月二十二日、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公

務災害補償に関する法律改正案を第一議題として審議した参議院文教委員会では、学校薬剤師に対する補償から、はしながらも明年三月末までの猶予期間をもつ必置制の問題について質問応答がくりひろげられたが、文教問題の最高審議機関ともいふべき国会の委員会の委員の、学校薬剤師に対する知識、認識のどのようなものであるかが、そこに端的にあらわれているものと/orと同時に、あます一年間に必置制完全実施への関係当事者の推進の在り方について一つの示唆を与えるものではなかろうか。このような意味から、次頁一面を割いて、その委員会会議録から、要旨を抜き書きして掲げた。

所載の顔ぶれは次の諸氏である(文責在記者)

衆議院文教委員長代理 白井莊一 参議院文教委員 岡三郎 相馬 助治 豊瀬禎一 岩間正男 加瀬完 文部大臣松田竹千代 文部省

東京都学校保健会推せん

おなかを守る!

はらいだ食あたり下痢おなかの
伝染病に……

良く効いて、安全、のみ易い

複合ワカ末

20錠・200円、他に使用

手十印
SANKYO
株

中村泡製薬

よい子を
もっと丈夫に!
体力抵抗力をつくる…ビタミン13種
骨や歯を丈夫にする…ミネラル12種
体重をます……リジン配合
のみよい小粒の錠剤
お子様用総合ビタミン剤
ミネビタール 小兒用
60錠(300円) 200錠(850円)

岡委員 現在学校医が災害補償を受けているが、制定以後の実情如何
清水局長 その後該当事例はない
岡委員 精神的に好影響を与えているので、善政として賛成するが、これに薬剤師はどうして加えたのか
曰井衆院議員 これは議員立法なのでお答えするが、学校保健法にも学校医と並んで薬剤師も併置しているし、学校薬剤師は約三千校あると聞いているのでこれも加えた。
岡委員 学校医、歯科医は学校へ行つて直接治療に当たるのよいが、薬剤師の場合は、学校へ行つて調剤するとはないと思う、どういう場合この法が適用されるのか
曰井衆院議員 常識的に考えてやはり学校薬剤師という職務があつて、三千校も委嘱しております。水質検査とか環境衛生方面的職務があるので、学校へ出向いてその職務に従う、それこれに加えるのが適当と考えた。
相馬委員 学校薬剤師をなぜ加えたかといふが多くの学校でも相馬委員の責任は学校薬剤師にある、学校の井戸の水質の学童保健上の問題は、学校医でなく学校薬剤師に責任がある、そういう意味でこれを加へた。

学校薬剤師

参議院文教委員会

速記録抜き書き

国会問答

えたと了解してよろしいか。

曰井衆院議員 その通りである。

学校保健法施行規則第二十五条に、学校薬剤師の職務執行の準則として一号から四号まである、学校保健計画の立案参与、学校環境衛生に関する水及び用水の検査、教室その他学校における空気の検査、暖房、換気方法、採光、照明の検査等いろいろあるので、職務もなかなか重要なだと考へておられる。

岡委員 裏を返すと、学校薬剤師を必置にする方向にこの法を運用して行くわけか。

曰井衆院議員 学校保健法の附則の二項に「学校薬剤師は、第十六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、置かないことができる」とあるので、その後は置くべきものとなつてゐる。それと現在すでに三千校置いているので、その人々にも補償の対象として安心して職務に従事できるようにと考えたのである。

岡委員 置くことに反対ではない賛成だが、体育局長、三十六年三月三十一日以降は必ず、全国に学校薬剤師を置きますね。

清水体育局長 三十六年三月三十一日過ぎれば必置ということになるわけになる。

岡委員 なるわけであるじやなくて、必ずそなうなるか。

清水体育局長 法律通りそういうふうになるだらうと思つてゐる。

岡委員 なるだらうと思つてゐる。私は無理を言つてゐるのではない。法律にはよく当分とあるが、ずいぶん長い当分

がある、それでまたその段階になつて延長することはないだらうかと念

を押して、どうせ作るなら權威あるものにして、それ以後は置いて全国

の学校保健衛生を向上するのだといふ確信ある答弁を求めたいのだ。

清水体育局長 経過規定が過ぎれば、学校薬剤師は学校医、学校歯科医と同じようにならぬことになる。

そのつもりで私共も考へてゐる。

豊瀬委員 現在置かれている三千

校では少々足らない気がする。この

学校保健法成立以来今日まで設置のためにどういう指導をして来たか。

清水体育局長 医・歯・薬三位一體が一つ欠けてもまずいので、あらゆる機会を通じ要請しており、日本薬剤師協会という全国的な組織とも連絡、協会でも努力し、その見透しも必ずあるとのことで共に努力した

学校保健法成立以來今日まで設置のためにはどういう指導をして来たか。

松田文部大臣 従来の実績から見ても、今直ちに必要は認めていない

税によるものだから、文部省が自信をもつて指導すれば国は財政支出をすべき筋合だ、それから無医村で学

校薬剤師がねずみ駆除、赤痢等の予防工作の河川指導で学校医に協力して実績を挙げている実例がある。大

臣から学校薬剤師を経過措置以後置くと言つて頂きたい。

松田文部大臣 むろんこの法律が可決されれば、学校保健法に規定されている趣旨に基いて、その予算措置は講ずる。(註、答が少し外れてゐる。)

岩間委員 三千人といえども全体の何割にもならないが、経過的に予算措置はどういうことになるのか。

松田文部大臣 従来の実績から見ても、今直ちに必要は認めていない

税によるものだから、文部省が自信をもつて指導すれば国は財政支出をすべき筋合だ、それから無医村で学

校薬剤師がねずみ駆除、赤痢等の予

防水泳の河川指導で学校医に協力して実績を挙げている実例がある。大臣から学校薬剤師を経過措置以後置くと言つて頂きたい。

岩間委員 学校に全部置くとすれば何人足らないのか、またその予算は。

清水体育局長 私、公、国立全部で大体三万五千校になる。予算は三万として二億七千万くらいになる。

豊瀬委員 学校薬剤師の任務の重

要性から考えて、必置の決意は制定と同時になされていなければならなかつた。二ヵ年経つてもなお十分の

程度の薬剤師しか設置できていな

いのに、あと一年で充足されるか。

清水体育局長 指導、努力したい

岩間委員 最近私の郷里の宮城県村田町で大量の集団赤痢が発生した

水道から菌が入つたのが原因だ。このため三千万の出費をした。この水

質検査が学校薬剤師の職務の一つだ。こういう措置は衛生的科学的運用が必要だ。まだ一年期間がある。

大した額でもない。必置の方向に努力を集中して頂きたい。

加瀬委員 法律で三十六年度から必置となつておれば、当然予算措置を講ずべきだが、この点如何。

相馬委員 関連質問。これは交付

税によるものだから、文部省が自信をもつて指導すれば国は財政支出をすべき筋合だ、それから無医村で学

校薬剤師がねずみ駆除、赤痢等の予

防水泳の河川指導で学校医に協力して実績を挙げている実例がある。大臣から学校薬剤師を経過措置以後置くと言つて頂きたい。

松田文部大臣 むろんこの法律が可決されれば、学校保健法に規定さ

れている趣旨に基いて、その予算措

置は講ずる。(註、答が少し外れて

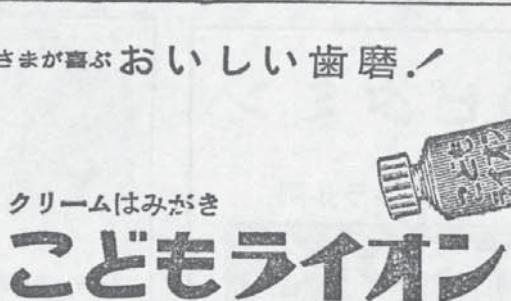
いる。)

お子さまが喜ぶおいしい歯磨!

クリームはみがき

こどもライオン

歯を強くするフッ素が入っています 30円



地方だより

回覧 学校長 教頭 保健 主事 健康 護養 教員 校医 学科医 校薬剤師
 宮城県連合学校保健会
 学校病予防技術講習会とあわせて
 文部省主催の学校保健（養護教員）
 技術講習会伝達講習会を昨年十二月か
 ら今年一月にかけて、県下八会場で
 開催。養護教員部会役員会を二月二
 十四日、仙台市原町小学校で開催。
 なお三十五年度は役員改選がある
 山形県学校保健連合会
 県学校保健大会を昨年十月二十四
 五両日開催、特別講演は東京教育大
 杉靖三郎博士。十一月二十二日、第
 五回高等学校生徒保健研究発表会あ
 り。また十一月、各地区毎に小中学
 校児童生徒保健研究発表会を開催。
 慢性副鼻腔炎の集団治療について新
 鴻大、磯野弘助教授の講演があつた。
 学校保健資料の刊行は「山形県に
 おける学校保健の研究」「就学時健
 康診断の手引」「保健研究学校情報」
 栃木県連合学校保健会
 昨年八月二十四日、関東学校保健
 学会、同十二月、学校保健研究発表
 会、学校保健功労者表彰、同講演会
 （四日）、児童生徒保健研究発表会
 （五日）等を開催。
 本年一月六日、養護教育研究発表
 会、同月十五日、県教委と共に催で保
 健主事講習会を開いた。
 長藤田三郎氏が就任した。
 群馬県学校保健会
 学校保健研究指定校（八一校）の

研究成績の発表会を、県教委と共に催
 で、三月八日群馬大で開催。講師は
 群馬大医学部の青木辻、沢田の三
 教授に県教委保健課長の四氏。研究
 主題は、望ましい健康習慣の形成
 （勢多郡南雲小）、近視予防を中心と
 した学校保健委の運営、学校病（ト
 ラコーマ、寄生虫、う歯）対策、結
 核管理の実態と予防指導（群馬郡三
 之倉小）、傷害の実態と対策（勢多
 郡二宮小、桐生市梅田中）等。
 千葉県学校保健会
 三月中の行事として「耳の愛護週
 期」を催した。
 東京都学校保健会
 昨年九月の伊勢湾台風による被害
 地の愛知、三重、岐阜の学校保健会
 に対し、義捐金を募り、学校保健推
 進の一助として見舞金を呈した。
 第十七回学童歯みがき訓練大会を
 六月二日（雨天翌日）国立競技場で
 開催することに準備委員会で決定。
 前理事広瀬勇氏が二月逝去された。
 新潟県学校保健会
 十周年記念事業として中央大会を
 昨年八月二日、新潟市において開催
 記念式典、表彰式、記念講演（児童
 生徒の精神衛生）日医大講師菅里重
 道氏）。また地方大会として、十月
 三十日、直江津市において協議会。
 本年一月二十五日、村松町において
 研究発表、記念講演は東京都衛研の
 柳沢文正氏の「食生活改善と健康」
 治活動貢献者の表彰。

富山県学校保健会
 二月二十九日開催。特別講演（各
 個個別からみた発育のすがた）（金沢
 昭和三十四年度大会（第七回）を
 布施市立長瀬小学校で開催。京大教
 授藤坂二夫氏の「学校教育における
 保健教育の位置」と題する特別講演
 あり。児童生徒と教職員の二部に分
 つて研究発表が行われた後、研究発
 表の教職員が参加して行われたパネ
 ルディスカッショングを含む全体協議会
 が開かれ、幾多の協議題が付議され
 た。

奈良県学校保健会
 県大会を昨年十二月三、四日、生
 駒小学校で開催した。
 島根県学校保健協会
 養護教員研究集会を二月二十九日
 開催のほか、郡市単位の学校保健会
 が研究集会を相次いで開催。
 福岡県学校保健会
 県高校保健会主催で高校生徒学校
 保健研究発表会が、県教委主催で養
 護教員研究集会が、県学校医会主催で
 学校医講習会（県下四プロック）が
 それぞれ二月に開催された。
 宮崎県学校保健会
 学校保健大会は、一月三十、三十
 一両日、日向市で県の教委、学校保
 健安全会、学校給食会、日向市教委
 学校保健会と共催で開催。
 研究発表は、長友重夫（富島高校
 P T A会長）、滝豊（日南市学校歯
 科医部長）、入来トミ（庄内中養護教
 論）、大崎春光（延岡市学校薬剤師
 部会）の諸氏。紙上研究発表、分科
 研究協議会、パネルディスカッショ
 ン、全体協議会、特別講演（鹿児島
 大教授黒木一男氏）にレクリエー
 ションまで多彩な行事で盛会であ
 った。

なお三月二日から十一日まで七会
 場で県教委主催の養護教諭研究協議
 会が開催された。

よい子のビタミン

総合ビタミン・ミネラル剤

ボボン-S



20錠 200円・45錠 420円・100錠 850円

新規の「くらべてみる」
 田辺製薬
 新しい虫下し
 ベキシン
 痢虫・蟻虫が同時に下りる
 4×240入 3,000円 1000入 3,000円